

日本郵政株式会社法案要綱（案）

日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）の全部を改正する。

（制定文関係）

一 総則

(1) 会社の目的

日本郵政株式会社（「会社」）は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を行うことを目的とする株式会社とする。

（第一条関係）

(2) 定義

- ① 「銀行窓口業務」 会社と「銀行窓口業務契約」を締結する銀行（「関連銀行」）を所属銀行とする銀行代理業（預金等の受入れ及び為替取引に係るものであって、総務省令で定めるものに限る。）
- ② 「保険窓口業務」 会社と「保険窓口業務契約」を締結する生命保険会社（「関連保険会社」）を

所属保険会社等とする保険募集及び当該関連保険会社の事務の代行（生命保険に係るものであって、総務省令で定めるものに限る。）

- ③ 「郵便局」 会社の営業所であつて、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うもの
- ④ その他所要の定義規定を設ける。

（第二条関係）

- (3) 議決権の政府保有

政府は、常時、会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権を保有していなければならないものとする。

（第三条関係）

- (4) 商号の使用制限

商号の使用制限について所要の規定を設ける。

（第四条関係）

二 業務等

(1) 業務の範囲

① 会社は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

ア 郵便法の規定により行う郵便の業務

イ 銀行窓口業務

ウ イの業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う業務

エ 保険窓口業務

オ エの業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う業務

カ 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

キ ア～カの業務に附帯する業務

② 会社は、①のほか、その目的を達成するため、次の業務を行うことができるものとする。

ア お年玉付郵便葉書等及び寄附金付郵便葉書等の発行

イ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に規定する郵便局取扱事務に係

る業務

ウ イのほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

エ ア〜ウの業務に附帯する業務

③ 会社は、①及び②の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、これらの業務以外の業務を行うことができるものとする。

④ 会社は、②ウ及び③の業務を行おうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならぬものとするほか業務の範囲に係る所要の規定を設ける。

(第五条関係)

(2) 責務

会社は、国民の権利として、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

(第六条関係)

(3) 郵便局の設置

会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならないものとするほか郵便局等に係る届出について所要の規定を設ける。

(第七条関係)

(4) 関連銀行及び関連保険会社の議決権の保有

会社は、常時、関連銀行及び関連保険会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権を、それぞれ保有していなければならないものとする。

(第八条関係)

(5) 銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の内容の届出

会社は、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結しようとするときは、あらかじめ、それらの内容を総務大臣に届け出なければならないものとする。

(第九条関係)

(6) 関連銀行の預入限度額及び関連保険会社の保険金額等の限度額

① 関連銀行（関連保険会社）は、一の預金者等から（一の被保険者につき）、関連銀行（関連保険会社）と同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性及び関連銀行（関連保険会社）の経営状況を勘案して政令で定める額を超えることとなる預金等の受入れ（保険の引受け）をしてはならないものとする。

② 内閣総理大臣又は総務大臣は、関連銀行（関連保険会社）が①に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、関連銀行（関連保険会社）に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるものとし、勧告をしたときは、その旨を公表しなければならないものとする。

③ 内閣総理大臣又は総務大臣は、必要な限度において、関連銀行（関連保険会社）に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

（第十条、第十一条関係）

(7) 収支の状況、情報の公表

- ① 会社は、毎事業年度の業務の区分ごとの収支の状況を総務大臣に提出するものとする。
- ② 会社は、経営の状況に関する情報のほかこの法律に基づき届出又は提出等をした内容を公表しなければならぬものとする。

(第十九条、第二十四条関係)

(8) 監督

会社は、募集株式を引き受ける者の募集、取締役等の選任等の決議、事業計画の策定及び変更、重要な財産の譲渡等、定款の変更の決議等については、総務大臣の認可を受けなければならないものとし、総務大臣は、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をし、報告を求め、及びその職員に検査させることができるものとする等会社の監督について所要の規定を設ける。

(第十三条、第十七条、第二十条、第二十一条関係)

(9) その他

一般担保、財務諸表、財務大臣との協議、内閣総理大臣の権限の委任について所要の規定を設ける。

(第十二条、第十八条、第二十二條、第二十三條関係)

三 罰則

罰則について所要の規定を設ける。

(第二十五条〜第三十一条関係)

四 附則

(1) 施行期日

この法律は、一部を除き、郵政改革法の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

(附則第一条関係)

(2) 業務の特例

会社は、当分の間、二(1)①の業務のほか独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から委託又は再委託を受けた郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を行うものとする。

(附則第二条関係)

(3) その他所要の経過措置の規定を設ける。

(附則第三条～第五条関係)